

徳島市監査委員告示第 15 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

平成 27 年 4 月 1 日

徳島市監査委員	久米川 文男
同	工藤 誠介
同	武知 浩之
同	齋藤 智彦

行政監査結果報告書

「市に事務局を置く各種団体の現金等の取扱い状況について」

徳島市監査委員

目 次

第 1 行政監査の趣旨	1
第 2 監査のテーマ	1
第 3 監査の目的	1
第 4 監査の期間	1
第 5 監査の対象及び範囲	1
第 6 監査の着眼点	1
第 7 監査の方法	2
第 8 団体の定義について	2
第 9 監査の結果	3
1 各種団体の概要	3
(1) 所管部局別・設立後経過年数別の事務局設置件数	
(2) 設置目的別による状況	
(3) 組織構成別による状況	
(4) 規約・会則等の整備状況	
(5) 事務処理規程等の有無	
(6) 監事設置及び会計監査の実施状況	
2 各種団体の財務状況	7
(1) 収入の状況	
(2) 支出の状況	
(3) 翌年度への繰越額の状況	
3 市の関与の状況	10
(1) 団体への市費支出の状況	
(2) 人的関与の状況	
(3) 会計事務の執行状況及び現金等の管理状況	
4 団体への関与に関する所管課の考え方	17
(1) 事務局機能を市が担うことの必要性	
(2) 団体事務への従事のあり方	
(3) 団体への関与についての見直し等検討状況	
5 監査結果に対する指摘事項	20
第 10 監査意見（むすび）	22
（資料 1） 対象団体一覧	24

行政監査結果報告書

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が法令の定めるところに従い適正に行われているか、また、正確性、効率性及び有効性の確保がなされているかなどについて監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

「市に事務局を置く各種団体の現金等の取扱い状況について」

第3 監査の目的

市には、他の行政機関や民間等と連携・協力しながら、事業を効果的に行うために、協議会や実行委員会などの名称で各種団体が設置されている。

これら団体は、市の組織とは異なるものの、その活動目的が市の事務事業と密接な関係を有していることから、事務局が市の所管課に置かれ、市が団体に対し補助金等の財政的援助を行うほか、市職員が当該団体の事務局職員を兼務するなどの人的支援を行っている状況にある。

こうしたことから、これら団体の事務についても、市の事業と同様に厳正な執行管理が必要とされる場所であり、団体への所管課の関与の状況及び団体における会計事務の執行状況等について監査を実施することで、事故の未然防止を図るとともに、今後の行政事務の改善に資することを目的とする。

第4 監査の期間

平成26年 9月26日から平成27年 3月26日まで

第5 監査の対象及び範囲

1 監査対象部局

全部局

2 監査対象範囲

市に事務局を置き、かつ市職員がその事務に従事している任意の団体で、平成25年度に活動の実績があり、平成26年度において存在する団体の事務。ただし、法令等に基づいて設置された団体（審議会等の附属機関、職員団体等）は除く。

第6 監査の着眼点

1 団体の運営状況について

- (1) 設置の目的とその効果について
- (2) 設置目的に照らして適正な運営がなされているか。
- (3) 諸規程（設置規程、会計規程等）は整備されているか。
- (4) 事務事業の執行体制は適当か。また、内部統制機能は働いているか。
- (5) 適正に会計処理が行われているか。

2 市の関与等の状況について

- (1) 市の指導・監督は適正に行われているか。
- (2) 市職員の各種団体の業務に対する関与は適切か。
- (3) 市職員が各種団体の業務に従事する場合の手続き等は適正に行われているか。
- (4) 従事する市職員の事務内容、事務量及び事務処理に要する時間はどうか。
- (5) 各種団体の事務局を市に設置する必要性について検討しているか。

第7 監査の方法

関係課に対し、着眼点に基づいて作成した行政監査調書（調査票）及び関係書類等の提出を求め、書類審査を実施した。また、必要に応じて、追加書類の提出を求め、担当者に対して聞き取り調査を実施した。

第8 団体の定義について

今回、調査対象とした団体は、市に事務局を置き、かつ市職員がその事務に従事している団体としたところであり、対象団体には法人格を有する団体も含まれている。

しかしながら、民法第33条第1項には、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。」とあり、また、第34条には、「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と規定されており、法人には設立のための要件及びその能力について、法律上の制約が課せられている。

こうしたことから、市に事務局を設置するものであっても、法人格を有する団体及び法令等に基づいて設置され、その目的等が一般に公となっている団体（職員団体、職員互助会、審議会等の附属機関）やそれらに類似する団体については除外することとし、社団「人の集合体であって、団体としての組織を有し、その団体自身が社会上単一体としての存在を有するものをいう。^(※1)」としての実質を有している団体の内、一般的に「人格のない社団（権利能力のない社団）」と言われている団体を対象とした。

なお、職務とは全く関係のない職員の福利厚生を目的として結成されている団体（課の互助会や各種スポーツ・文化活動団体等）についても対象から除外することとした。

(※1) 参考文献：法令用語辞典、第八次改訂版、学陽書房、2004、p362.

第9 監査の結果

1 各種団体の概要

(1) 所管部局別・設立後経過年数別の事務局設置件数

平成26年度に本市に事務局を置く各種団体は67団体となっており、所管部局別に見てみると(表1)に示したとおりである。

教育委員会が所管する団体が最も多く19団体で全体の28.4%を占めており、次いで経済部が14団体で20.9%、市民環境部が11団体で16.4%等となっている。

次に、各種団体の設立後経過年数別に見てみると、設立後10年未満の比較的新しい団体は16団体で全体の23.9%を占めており、次いで設立後40年以上50年未満の団体が14団体で20.9%、設立後30年以上40年未満の団体が12団体で17.9%等となっており、設立後30年以上となる団体は全部で38団体あり、全体の56.7%を占めている。

(表1)

(単位: 団体・%)

所管部局	設立後経過年数								合計	割合
	10年未満	10～20年	20～30年	30～40年	40～50年	50～60年	60年以上	不明		
企画政策局	3		1						4	6.0
総務部			1						1	1.5
財政部									0	—
市民環境部	1		2	2	4	1	1		11	16.4
保健福祉部							2	1	3	4.4
経済部	6		1	5	2				14	20.9
都市整備部		1	1	1	1				4	6.0
土木部	1			1					2	3.0
危機管理監									0	—
消防局				1	2	1			4	6.0
議会事務局					1	1			2	3.0
教育委員会	5	1	2	2	4	4		1	19	28.4
他行政委員会		1					2		3	4.4
各公営企業									0	—
合計	16	3	8	12	14	7	5	2	67	100.0
割合	23.9	4.5	11.9	17.9	20.9	10.4	7.5	3.0	100.0	

※設立後経過年数の区分表示について・・・10～20年は10年以上20年未満を意味する。他も同様。

※他行政委員会・・・選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局。

※各公営企業・・・水道局、交通局、病院局。

(2) 設置目的別による状況

各種団体の設置目的及びその事務局機能を市に置くことに対する所管課の回答を元に、団体の事務局を市に設置する主要な目的を次の6つに区分したところ、(図1)及び(表2)のとおりとなった。

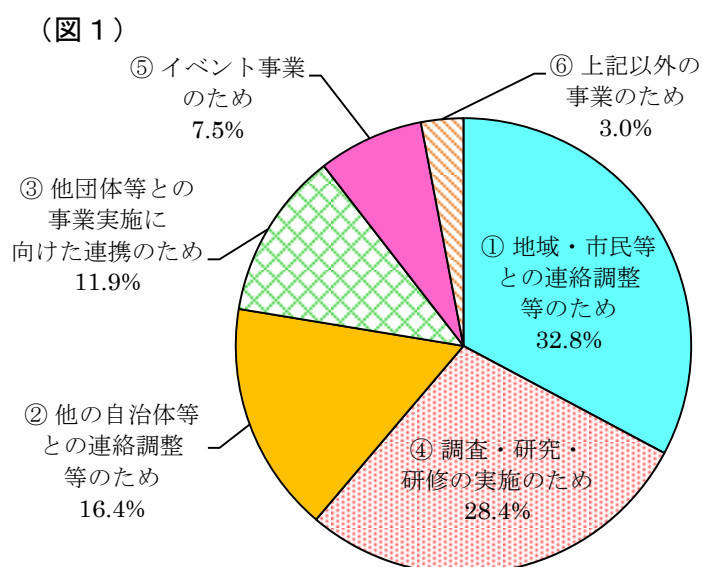
<主要な目的>

① 地域・市民との連絡調整等のため

地域や市民等と市の諸事業を進めるための連絡調整や推進のために設置する連合会や連絡協議会等。

- ② 他の自治体等との連絡調整等のため
事業の実現を目指す目的で各自治体等間の連絡調整及び連携のために設置する委員会、協議会、期成同盟会等。
- ③ 他団体等との事業実施に向けた連携のため
特定の事業を共同で実施するために自治体、各種団体及び企業等間で設置する推進協議会等。
- ④ 調査・研究・研修の実施のため
自治体における行政能力の向上を目的に他の自治体等との情報交換や研修会等を開催するために設置する協議会、研究会等。
- ⑤ イベント事業のため
イベントの実施や参加するために設置する実行委員会、選手団等。
- ⑥ 上記以外の事業のため
県委託事業、市への提言等の実施のために設置する協議会等。

最も多かったのが、地域・市民等との連絡調整等のために事務局を設置している団体で22団体あり、全体の32.8%を占めている。次に調査・研究・研修の実施のために設置している団体が19団体で全体の28.4%、他自治体等との連絡調整等のために設置している団体が11団体で16.4%、他団体等との事業実施に向けた連携のために設置している団体が8団体で11.9%等となっている。



(表2) (単位:団体・%)

設置目的	団体数	割合
① 地域・市民等との連絡調整等のため	22	32.8
② 他の自治体等との連絡調整等のため	11	16.4
③ 他団体等との事業実施に向けた連携のため	8	11.9
④ 調査・研究・研修の実施のため	19	28.4
⑤ イベント事業のため	5	7.5
⑥ 上記以外の事業のため	2	3.0
合計	67	100.0

(3) 組織構成別による状況

各団体を組織する構成団体等の形態について、団体又は個人で組織されているかどうか、本市が構成員となっているかどうか及びどのような団体で構成されているかどうかによって分類したところ、(図2)及び(表3)に示したとおりとなった。

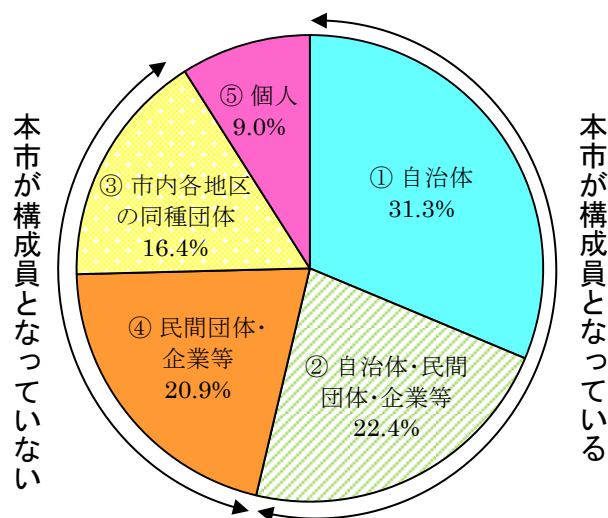
なお、規約等の規定により、各代表者等の個人で組織されている場合であっても、団体の実際の活動が個人単位ではなく各個人が属する団体単位で行われているものについては、団体で組織されているものとした。

全団体中、団体で組織されているものは61団体で全体の91.0%を占め、残りの6団体については個人で組織されていた。

次に団体で組織されているものの中で、本市が構成員となっている団体は36団体あり、その内、自治体のみで組織されているものは21団体、自治体の他、民間団体や企業等で組織されているものは15団体となっている。

また、本市が構成員となっていない団体は25団体あり、その内、市内各地区で活動する同種の団体(公共的団体)で組織されているものは11団体、民間団体や企業等で組織されているものは14団体となっている。

(図2)



(表3)

(単位:団体・%)

団体 個人 の別	本市が 構成員 かどうか	構成団体	団体数	割合
団体	構成員	① 自治体(※1)	21	31.3
		② 自治体、民間団体、企業等	15	22.4
	構成員 でない	③ 市内各地区の同種団体(公共的団体)(※2)	11	16.4
		④ 民間団体、企業等	14	20.9
	小計		61	91.0
個人	⑤ 個人		6	9.0
合計			67	100.0

※1 自治体:国、一部事務組合及び広域連合を含む。

※2 公共的団体:農協、森林組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、社会福祉法人等。

(4) 規約・会則等の整備状況

各団体の規約・会則等の整備状況については、次の（表4）のとおりである。

整備している団体は 66 団体で、大多数の団体で整備出来ていたが、整備していない団体が 1 団体あった。

また、規約等を整備している団体の内、事務局を市に設置するにあたり、その根拠を規約等に規定している団体は 64 団体で、2 団体については規定していなかった。

(表4)

(単位:団体・%)

規約等の有無	団体数	割合
整備している	66	98.5
内 市への事務局設置規定あり	64	—
内 市への事務局設置規定なし	2	—
整備していない	1	1.5
合計	67	100.0

(5) 事務処理規程等の有無

市職員が団体事務を執行する上で文書事務や会計事務等の指針となる事務処理規程等の整備状況については、次の（表5）のとおりである。

規程等を整備している団体は 8 団体で全体の 11.9%に過ぎず、残りの 59 団体については事務処理に関する規程を設けていなかった。

(表5)

(単位:団体・%)

事務処理規程等の整備	団体数	割合
事務処理規程等を整備している	8	11.9
事務処理規程等を整備していない	59	88.1
合計	67	100.0

(6) 監事設置及び会計監査の実施状況

会計監事の設置及び監査の実施状況について示したものが、次の（表6）のとおりである。会計監事を設置している団体は 53 団体で全体の 79.1%を占めており、設置していない団体は 14 団体となっている。

監事を設置している 53 団体の内、会計監査を実施している団体は 50 団体で全体の 74.6%を占めており、実施していない団体は 2 団体であったが、実施していない団体の内、1 団体については、規約等に監査の実施について規定されているにも関わらず実施していなかった。なお、現金の取扱いがない団体が 1 団体あった。

また、監事を設置していない団体の内、会計監査を実施している団体は 2 団体で、実施していない団体は 9 団体、現金の取扱いがない団体は 3 団体であった。

(表6)

(単位: 団体・%)

会計監事	会計監査の実施	団体数	割合
設置している	実施している	50	74.6
	実施していない	2	3.0
	現金の取扱いがない	1	1.5
小計		53	79.1
設置していない	実施している	2	3.0
	実施していない	9	13.4
	現金の取扱いがない	3	4.5
小計		14	20.9
合計		67	100.0

2 各種団体の財務状況

(1) 収入の状況

各種団体の平成 25 年度の決算状況について、その収入額を規模別に区分し、団体数及び金額を示したものが次の (図 3)、(図 4) 及び (表 7) のとおりである。

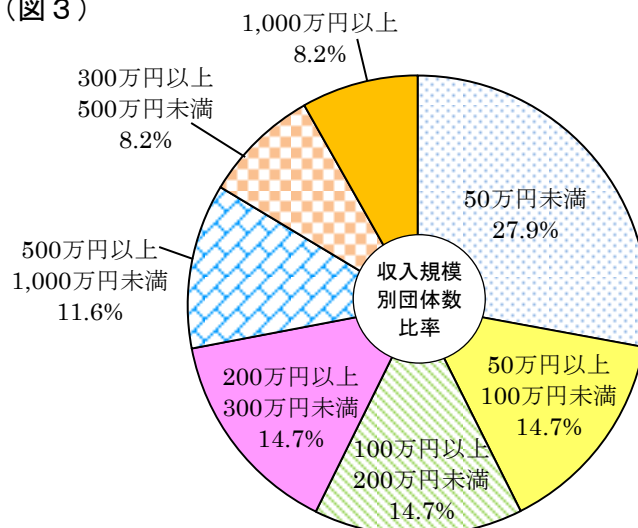
全団体の収入総額は 2 億 4,341 万 6 千円で、その内、年間の収入額が 50 万円に満たない団体が 17 団体と最も多く、全体の 27.9%を占めている。次に 50 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 200 万円未満及び 200 万円以上 300 万円未満の団体がそれぞれ 9 団体で全体の 14.7%ずつ、500 万円以上 1,000 万円未満の団体が 7 団体で全体の 11.6%を占めている。

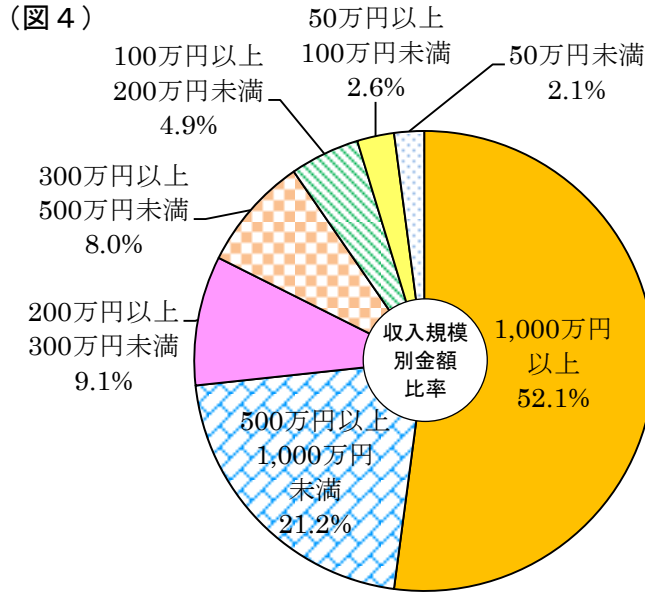
収入規模別毎の総額で見ると、1,000 万円以上の 5 団体で総額 1 億 2,689 万 4 千円となり全体の 52.1%を占めている。

また、全団体中、収入額が最も多かった団体は 4,974 万 4 千円で、最も少なかった団体は 9 万 2 千円であった。

なお、現金の取扱いがない 4 団体、平成 25 年度に活動実績のない 1 団体及び平成 25 年度に存在していなかった 1 団体は除外している (以下、2-(2)(3)についても同様)。

(図 3)





(表7)

(単位:団体・%・円)

収入額	団体数		金額	
	数	割合	金額	割合
50万円未満	17	27.9	5,199,102	2.1
50万円以上 100万円未満	9	14.7	6,201,571	2.6
100万円以上 200万円未満	9	14.7	11,907,122	4.9
200万円以上 300万円未満	9	14.7	22,167,374	9.1
300万円以上 500万円未満	5	8.2	19,527,458	8.0
500万円以上 1000万円未満	7	11.6	51,519,672	21.2
1000万円以上	5	8.2	126,893,676	52.1
合計	61	100.0	243,415,975	100.0

※各種団体の平成25年度決算資料を元に作成。

(2) 支出の状況

各種団体の平成25年度の決算状況について、その支出額を規模別に区分し、団体数及び金額を示したものが次の(表8)のとおりである。

全団体の支出総額は2億2,218万4千円で、その内、年間の支出額が50万円に満たない団体が25団体と最も多く、全体の41.0%を占めている。次に100万円以上200万円未満の団体が9団体で全体の14.8%、500万円以上1,000万円未満の団体が7団体で全体の11.5%、50万円以上100万円未満の団体、200万円以上300万円未満の団体がそれぞれ6団体で全体の9.8%ずつを占めている。

支出規模別毎の総額で見ると、1,000万円以上の5団体で総額1億2,629万6千円となり全体の56.8%を占めている。

また、全団体中、支出額が最も多かった団体は4,918万3千円で、最も少なかった団体は0円であった。

(表8)

(単位:団体・%・円)

支出額	団体数	割合		
		金額	割合	
50万円未満	25	41.0	6,171,360	2.8
50万円以上 100万円未満	6	9.8	3,597,506	1.6
100万円以上 200万円未満	9	14.8	12,849,985	5.8
200万円以上 300万円未満	6	9.8	13,920,913	6.3
300万円以上 500万円未満	3	4.9	10,505,676	4.7
500万円以上1000万円未満	7	11.5	48,842,686	22.0
1000万円以上	5	8.2	126,296,021	56.8
合計	61	100.0	222,184,147	100.0

※各種団体の平成25年度決算資料を元に作成。

(3) 翌年度への繰越額の状況

各種団体の平成25年度の決算状況について、その翌年度への繰越額を規模別に区分し、団体数及び金額を示したものが次の(表9)のとおりである。

全団体の翌年度への繰越額は総額2,105万5千円となっており、規模別で見ると、繰越額が20万円未満の団体が最も多く18団体で、全体の29.6%を占めている。次に0円、40万円以上60万円未満の団体がそれぞれ11団体で全体の18.0%ずつを占め、20万円以上40万円未満の団体が10団体で全体の16.4%、100万円以上の団体が5団体で全体の8.2%を占めている。

繰越額規模別毎の総額で見ると、100万円以上の5団体で635万円で全体の30.2%を占め、40万円以上60万円未満の団体が574万4千円で全体の27.3%を占めている。

また、全団体中、繰越額が最も多かった団体は168万1千円で、最も少なかった団体は0円であった。

(表9)

(単位:団体・%・円)

繰越額	団体数	割合		
		金額	割合	
0円	11	18.0	0	—
20万円未満	18	29.6	1,255,480	6.0
20万円以上 40万円未満	10	16.4	3,043,162	14.4
40万円以上 60万円未満	11	18.0	5,744,155	27.3
60万円以上 80万円未満	3	4.9	1,926,915	9.1
80万円以上100万円未満	3	4.9	2,735,890	13.0
100万円以上	5	8.2	6,349,855	30.2
合計	61	100.0	21,055,457	100.0

※各種団体の平成25年度決算資料を元に作成。

3 市の関与の状況

(1) 団体への市費支出の状況

平成 26 年度に団体に支出された市費の状況について所管部局別に示すと次の（表 10）のとおりとなっている。補助金や交付金など市から何らかの名目で市費の交付を受けている団体は 49 団体で、その内訳を科目別に見てみると、補助金を受けている団体は 21 団体、交付金 2 団体、負担金 16 団体（内会費 6 団体を含む）、委託料 10 団体となっている。

一方、交付を受けていない団体は 18 団体となっている。なお、現金の取扱いがなく、事務局において会計事務のない団体は 4 団体となっている。

（表10）

（単位：団体）

所管部局	支出科目					不交付	合計
	補助金	交付金	負担金	内会費	委託料		
企画政策局	1					3 (2)	4
総務部					1		1
市民環境部	5		2	(1)	1	3 (2)	11
保健福祉部	2		1	(1)			3
経済部	7	1	3		3		14
都市整備部	1		2			1	4
土木部			1	(1)		1	2
消防局	1	1	1	(1)		1	4
議会事務局			1			1	2
教育委員会	4		4	(2)	5	6	19
他行政委員会			1			2	3
合計	21	2	16	(6)	10	18 (4)	67

※他行政委員会・・・選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局。

※不交付の()内の数値は、現金の取扱いのない団体数。

また、市から交付を受けている 49 団体について、その支出額別に区分したところ次の（表 11）のとおりとなっている。50 万円未満の団体が最も多く 28 団体、次に 100 万円以上 200 万円未満の団体と 500 万円以上の団体がそれぞれ 6 団体、50 万円以上 100 万円未満の団体が 5 団体の順となっている。

科目別の支出額を見てみると、委託料が最も多く 10 団体で 3,548 万 4 千円、次に補助金が 21 団体で 3,230 万円、負担金が 16 団体で 1,203 万円の順となっている。

次に、各団体の平成 25 年度の収入決算額に占める市費の割合別に区分したところ次の（表 12）のとおりとなっている。10%未満の団体が 13 団体と最も多く、次に 10%以上 30%未満の団体が 12 団体、30%以上 50%未満の団体が 8 団体、100%の団体が 6 団体の順となっている。

なお、平成 26 年度には市費の交付を受けているが、平成 25 年度には交付を受けていなかった 2 団体については除外している。

(表11)

(単位: 団体・千円)

支出科目	支出額							合計	
	50万円未満	50～100万円	100～200万円	200～300万円	300～400万円	400～500万円	500万円以上	件数	支出額
補助金	11	2	3	2		1	2	21	32,300
交付金		1					1	2	9,046
負担金	14	1					1	16	12,030
内 会費	(6)							(6)	(209)
委託料	3	1	3		1		2	10	35,484
合計	28	5	6	2	1	1	6	49	88,860

※支出額の区分表示について・・・50～100万円は50万円以上100万円未満を意味する。他も同様。

(表12)

(単位: 団体)

支出科目	各団体における収入に占める市費の交付の割合							合計
	10%未満	10～30%	30～50%	50～70%	70～90%	90～100%	100%	
補助金	5	7	3		4	1		20
交付金			1				1	2
負担金	8	5	2					15
内 会費	(5)	(1)						(6)
委託料			2		1	2	5	10
合計	13	12	8	0	5	3	6	47

※収入決算額と市の交付額の差が預金利息のみの場合は100%に含めている。

※各団体における収入に占める市費の交付の割合の区分表示について・・・10～30%は10%以上30%未満を意味する。他も同様。

(2) 人的関与の状況

ア 市職員の団体役員等への就任状況

市職員が各種団体の役員等に就任している状況について示すと(表13)のとおりとなっている。

市職員が役員に就任している団体は全部で45団体あり、その内複数の職員が役員に就任している団体は10団体あった。役職別に見てみると、特別職では市長が17団体、副市長等の特別職が10団体、一般職では部長級の職員が14団体、副部長級の職員が5団体、課長級の職員が9団体等となっている。また、団体の代表者に就任している団体は33団体あった。

次に、団体の事務責任者に就任している団体は37団体あり、副部長級の職員が5団体、課長級の職員が29団体、課長補佐級の職員が3団体となっている。

(表13)

(単位:団体)

役職	役員	内 代表者	
		事務責任者	
市長	17	15	
他特別職	10	7	
一般職	部長級	14	8
	副部長級	5	2
	課長級	9	1
	課長補佐級	1	
	係長級	5	
合計	61	33	37

※他特別職:副市長、議長、教育委員、地区公民館長、選挙管理委員、監査委員、農業委員。

※1団体に複数の職員が役員に就任している場合は、それぞれの役職でカウントしている。

イ 市職員の団体事務への従事状況

各種団体の運営及び会計事務等の一般事務に従事する市職員の状況を役職別延べ人数について示したものが(表14)、団体別人数について示したものが(表15)、また、年間延べ従事時間について示したものが(表16)のとおりである。

団体の事務に従事している市職員は全部で延べ219人となっており、役職別の人数を見てみると、課長級及び課長補佐級の職員はそれぞれ40人、係長級は56人、主査以下は72人、臨時及び嘱託員は11人となっている。

また、団体別従事者数について見てみると、4人が最も多く16団体で、2人が15団体、1人が13団体、5人が11団体等となっている。なお、1団体の最大従事者数は10人で1団体あった。

次に年間延べ従事時間を見てみると、総時間数は20,441時間となっており、50時間未満の団体と100時間以上200時間未満の団体が最も多くそれぞれ14団体で、次に50時間以上100時間未満の団体と500時間以上の団体がそれぞれ12団体となっている。なお、延べ従事時間が最も長かった団体は職員6人で延べ1,928時間(1人当たり約321時間)となっており、最も短かった団体は職員4人で延べ8時間(1人当たり2時間)であった。

また、団体事務に従事する職員の服務上の取扱いについては、全ての団体において職務として取り扱われていたが、その内17団体については所管課の事務分掌として書面上(行政組織規則、係別事務分掌及び所管課が作成している事務分担表等を含む)整備がされていなかった。

(表14)

(単位:人)

役職	職員数
課長級	40
課長補佐級	40
係長級	56
主査以下	72
臨時・嘱託員	11
合計	219

(表15)

(単位:団体)

人数	団体数
1人	13
2人	15
3人	7
4人	16
5人	11
6人以上	5
合計	67

(表16) (単位: 団体・時間)

年間延べ従事時間	団体数
50時間未満	14
50時間以上100時間未満	12
100時間以上200時間未満	14
200時間以上300時間未満	7
300時間以上400時間未満	5
400時間以上500時間未満	3
500時間以上	12
団体数合計	67
総時間数	20,441

(3) 会計事務の執行状況及び現金等の管理状況

ア 所属長等の承認（決裁）状況

市職員が各種団体の会計事務を行うに当たり、その所管する所属長の承認（決裁）を得ているかどうかについて示したものが次の（表17）である。

所属長等の承認はすべての団体で得られていたが、その内、決裁書などで書面上の承認を得ている団体は49団体で、全体の80.4%を占め、書面上の承認は得ていないが、口頭で承認を得ている団体が12団体あった。

なお、書面上の承認を得ている団体のうち一部の支出に決裁書類が整備されていない団体が2団体あった。

また、承認者については、所属長である課長級の承認を得ている団体が最も多く50団体あり、部長級及び副部長級に承認を得ている団体がそれぞれ4団体、団体役員の承認を得ている団体は3団体であった。

なお、現金の取扱いのない4団体、市職員が会計事務に関与していない1団体及び対象期間に現金の取扱いのない1団体の計6団体は除外している。

(表17) (単位: 団体・%)

書面上承認の有無	承認者	団体数	割合
書面承認 有	部長級	4	6.6
	副部長級	4	6.6
	課長級	41	67.2
	小計	49	80.4
書面承認 無	課長級	9	14.7
	団体の役員	3	4.9
	小計	12	19.6
合計		61	100.0

イ 会計諸帳簿等の整備状況

現金出納帳など日々の収支状況を確認することのできる帳簿類の整備状況を示すと次の(表18)のとおりとなっている。

会計諸帳簿を整備している団体は50団体で全体の80.6%を占めている。しかし、整備は出来ているものの、収入、支出又は残高のいずれかの記載がないもの、金額の記載誤りがあるもの、集計欄がないなどの不備のあるものが5団体で見られ、会計諸帳簿を整備していない団体は12団体あり、全体の19.4%を占めていた。

また、監事による監査を除き、所管課内で定期的な検査を行っている団体は15団体あったが、確認者が書類に押印するなど、検査の実施について書面上確認できる団体は1団体しかなく、定期的な検査を行っていない団体は35団体であった。

他の会計書類の整備状況については、おおむね適正に処理が出来ていたが、領収書の紛失や支出証明書の添付が出来ていないなど、証ひょう書類の保管に不備のある団体が5団体、業務委託契約について契約書の作成が出来ていない団体が1団体、口座名義人の変更が出来ていない団体については1団体見られた。

なお、現金の取扱いのない4団体、市職員が会計事務に関与していない1団体の計5団体は除外している(以下、ウ(ア)(イ)(ウ)も同様)。

(表18)

(単位:団体・%)

整備の有無		団体数	割合
整備済	定期的な検査あり	15	24.2
	定期的な検査なし	35	56.4
	小計	50	80.6
未整備		12	19.4
合計		62	100.0

ウ 現金等の管理状況

(ア) 開設口座の状況

現金を取扱う全ての団体で、金融機関に口座を開設して現金を管理しており、必要の都度、開設口座を利用し現金の収入及び支出を行っている。

各団体が金融機関に開設している口座名義の状況について示すと次の(表19)のとおりとなっている。

口座は全て団体名義で開設されており、その取扱者については代表者名としている団体が44団体と最も多く、全体の71.0%を占めている。次に事務責任者等名としている団体が11団体、代表者以外の役員名としている団体が6団体、担当者名としている団体が1団体あった。

また、キャッシュカードを発行し現金を引き出している団体が1団体あった。

(表19)

(単位:団体・%)

口座名義	団体数	割合
団体名及び代表者名	44	71.0
団体名及び他役員名	6	9.7
団体名及び事務責任者等名	11	17.7
団体名及び担当者名	1	1.6
合計	62	100.0

※事務責任者等名には事務責任者を設置していない団体で課長級職員名で開設しているものを含む。

(イ) 通帳の管理状況

通帳の管理者の状況について示したものは次の(表20)、通帳の保管場所について示したものは次の(表21)のとおりである。

課長補佐級以上の職員が通帳を管理している団体は合わせて21団体で、全体の33.8%を占めており、係長級が12団体で19.4%、担当者が管理している団体が29団体で、全体の46.8%を占めている。

また、通帳の保管場所で最も多かったのは職員の机の引き出しで27団体、次に課内キャビネットや保管庫等が18団体、フロアー内や会計課の金庫で保管している団体は合わせて17団体であった。なお、保管場所の施錠については大多数の団体で出来ていたが、施錠のできていない団体が4団体あった。

(表20)

(単位:団体・%)

通帳の管理者	団体数	割合
部長級	1	1.6
副部長級	2	3.2
課長級	7	11.3
課長補佐級	11	17.7
小計	21	33.8
係長級	12	19.4
担当者	29	46.8
合計	62	100.0

(表21)

(単位:団体)

通帳の保管場所	団体数	施錠の有無	
		あり	なし
机の引き出し	27	23	4
課内キャビネット(保管庫等)	18	18	
フロアー内金庫	11	11	
会計課金庫	6	6	
合計	62	58	4

(ウ) 口座届出印の管理状況

口座届出印の管理者の状況について示したものは次の(表22)のとおりで、その保管場所の状況について示したものは次の(表23)のとおりである。

課長補佐級以上の職員が口座届出印を管理している団体は30団体で、全体の48.4%を占めており、係長級が14団体で22.6%、担当者が管理している団体が18団体で全体の29.0%を占めている。

また、口座届出印の保管場所で最も多かったのは職員の机の引き出しで31団体、次に課内キャビネットや保管庫等が25団体、フロアー内や会計課の金庫で保管している団体は合わせて6団体であった。

保管場所の施錠については54団体で出来ていたが、施錠のできていない団体が8団体あった。

なお、(イ)で述べた通帳の保管場所と(ウ)の口座届出印の保管場所が同じであった団体は26団体であった。

(表22)

(単位:団体・%)

口座届出印の管理者	団体数	割合
部長級	2	3.2
副部長級	2	3.2
課長級	22	35.5
課長補佐級	4	6.5
小計	30	48.4
係長級	14	22.6
担当者	18	29.0
合計	62	100.0

(表23)

(単位:団体)

口座届出印の保管場所	団体数	施錠の有無	
		あり	なし
机の引き出し	31	26	5
課内キャビネット(保管庫等)	25	23	2
フロアー内金庫	5	4	1
会計課金庫	1	1	
合計	62	54	8

(イ) 小口現金の管理状況

保有口座から現金を引き出し、フロアー内金庫等で保管している団体が4団体あった。その内、口座に入金されている現金の大部分を引き出して保管している団体が1団体あった。

また、小口現金を用意する理由としては、「釣り銭用として」、「不定期な支払いに対応するため」、「金融機関の閉店時に支払いが必要であるため」等であった。なお、すべての団体において施錠可能な場所に保管されていた。

(オ) 郵便切手の管理状況

購入した郵便切手を保管している団体は7団体あり、全ての団体で施錠可能な保管庫や机の引き出しに保管されていた。

また、受払簿は5団体で整備され、適正に記帳がなされていたが、2団体については整備されていなかった。

エ 決算書の作成状況

各団体の決算書の作成状況については、次の(表24)のとおりとなっている。対象団体の96.7%を占める大多数の団体で決算書又は決算書に準ずる書類を作成していたが、作成していない団体が2団体見られた。

また、決算書の金額に誤りがある団体が3団体、積立金として団体の財産を保有しているものの決算書類に記載のない団体が3団体あるなど、決算書の一部に不備や不十分なものも認められた。

なお、現金の取扱いのない4団体、市職員が会計事務に関与していない1団体及び対象期間に現金の取扱いのない1団体の計6団体は除外している。

(表24)

(単位:団体・%)

決算書の作成	団体数	割合
作成している	59	96.7
作成していない	2	3.3
合計	61	100.0

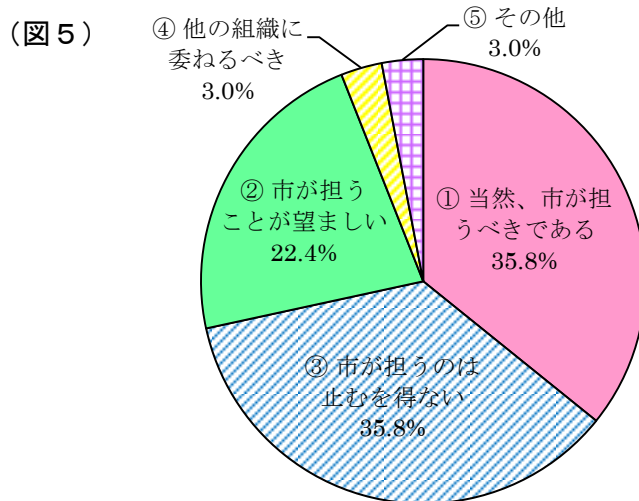
4 団体への関与に関する所管課の考え方

(1) 事務局機能を市が担うことの必要性

団体の事務局機能を市職員が担うことの必要性について、所管課の意見をまとめると次の(図5)及び(表25)のとおりとなっている。

「当然、市が担うべきである」、「市が担うことが望ましい」という積極的な関与の回答が58.2%となっている一方で、「市が担うのは止むを得ない」という消極的な関与の回答は35.8%となっている。

また、その理由としては、「行政活動に密接に関係しているため」、「県都であり他市町村を先導する立場にあるため」、「団体の会長市であるため」、「他に適当な機関がないため」などの回答であった。



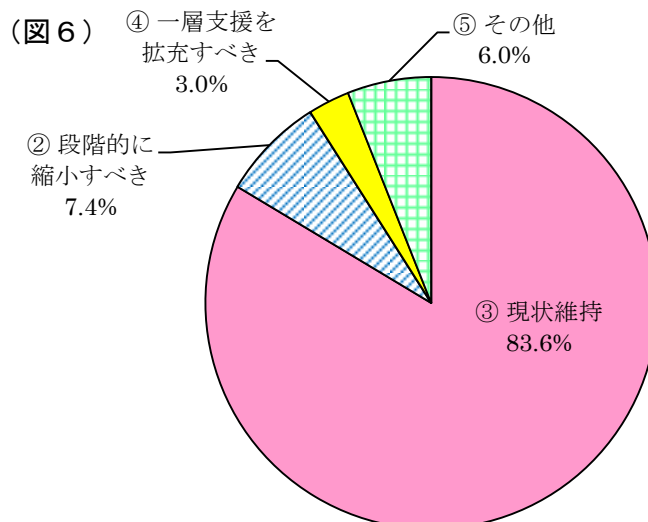
(表25) (単位:団体・%)

項目	団体数	割合
① 当然、市が担うべきである	24	35.8
② 市が担うことが望ましい	15	22.4
③ 市が担うのは止むを得ない	24	35.8
④ 他の組織に委ねるべき	2	3.0
⑤ その他	2	3.0
合計	67	100.0

(2) 団体事務への従事のあり方

市職員の団体事務への従事の今後のあり方について、所管課の意見をまとめると次の(図6)及び(表26)のとおりとなっている。

「現状維持」と回答があったのは56団体で最も多く、全体の83.6%を占めており、次に「段階的に縮小すべき」とした団体が5団体となっている。また、その他の回答の中で、「他の自治体が引き受けてくれれば移管したい」との意見が3団体あった。



(表26)

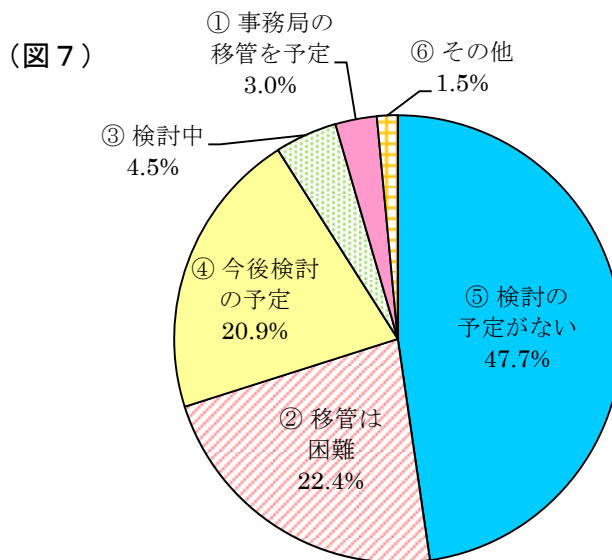
(単位:団体・%)

項目	団体数	割合
① 市職員の事務従事は廃止すべき	0	—
② 段階的に縮小すべき	5	7.4
③ 現状維持	56	83.6
④ 一層支援を拡充すべき	2	3.0
⑤ その他	4	6.0
合計	67	100.0

(3) 団体への関与についての見直し等検討状況

団体への関与に関して、これまでに何らかの検討を実施したか、又は今後検討する予定かどうか等についての質問に対する所管課の回答を、団体の設立後経過年数別にまとめると次の(図7)及び(表27)のとおりとなっている。

検討の予定がないと回答した団体が32団体と最も多く、全体の47.7%を占めており、次に移管は困難とした団体が15団体で22.4%となっている。一方、今後検討の予定とした団体が14団体、検討中とした団体が3団体、事務局の移管を予定とした団体が2団体となっている。



(表27)

(単位:団体・%)

項目	設立後経過年数							団体数	割合
	10年未満	10～20年	20～30年	30～40年	40～50年	50年以上	不明		
① 事務局の移管を予定	1			1				2	3.0
② 移管は困難	5	1	1	2	6			15	22.4
③ 検討中					1	1	1	3	4.5
④ 今後検討の予定	7	1	3	3				14	20.9
⑤ 検討の予定がない	3	1	3	6	7	11	1	32	47.7
⑥ その他			1					1	1.5
合計	16	3	8	12	14	12	2	67	100.0

※設立後経過年数の区分表示について・・・10～20年は10年以上20年未満を意味する。他も同様。

5 監査結果に対する指摘事項

(1) 規約・会則等の整備について

規約・会則等、これらは団体を組織するための基本的事項を定めたものであり、適正な運営を行っていくためにも、その整備は必要不可欠であることから、整備していない団体については、早期に整備を図られたい。

また、事務局設置規定は団体の事務局を市に置く根拠となるものであるから、規定のない団体については、規約・会則等に事務局の設置根拠について明らかにするよう団体と協議されたい。

(2) 事務処理規程の整備について

多数の団体において事務処理方法などの手続規程がないことから、団体事務の適正化及び効率化を図り、責任の所在を明確にするためにも、文書事務や会計事務に関する事務処理規程等の整備に努められたい。

(3) 会計監査の実施について

監査を実施することによって、事務の執行及び財産の状況が検査され、会計事務に対する一定の適正性と透明性が確保されることから、監査を実施していない団体においては、定期的に監査を実施されたい。

また、監事は団体の業務執行に対して独立した地位を有しており、より高い透明性の確保が期待されることから、設置のない団体については、監事の設置について団体と協議されたい。

(4) 補助金の交付事務について

団体事務に従事する市職員数が1人の団体が複数あったことから、担当者が1人で市と団体間の補助金交付に関する一連の事務（市に対する申請事務と団体に対する交付事務等）を実施しているケースがあるものと推察される。

こうした取扱いは、特に補助金については、地方自治法第232条の2に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされ、また「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」（行政実例昭和28年6月29日）とされており、その決定については、公正な立場で審査し、客観性を十分に確保する必要があることから、今後、複数で事務を分担するなど事務処理体制の改善を図られたい。

(5) 事務の委託について

団体に事務を委託し、委託料を支出しているにも関わらず、市に事務局を設置し市職員が当該団体の事務に従事している状況が見受けられた。

委託した事業は市が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であると判断されたものであり、あくまで受託した団体が自治体から独立して行うものであることから、団体に委託料を支出している所管課においては、関与の

必要性について改めて検討するとともに、真に必要な場合は、適切な関与の形態に改められたい。

(6) 団体事務の服務上の取扱いについて

地方公務員法第 35 条には「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されていることから、当該団体の事務が本市のなすべき職務であることを明らかにしておくことが必要であると考えられる。

また、職員が従事する団体事務が市の施策と密接に関係していることから、その取扱いについては、職務として又は職務に準ずるものとしてこれまで取り扱ってきたものと推察されるが、「そのような職務命令を発令するに当たっては、市の事務と当該他の団体との事務分担のあり方や、当該職員に従事させるべき事務が、市の事務と同一視できるようなものであるかどうか、当該職員に対する指揮監督権行使のあり方等の諸般の事情を慎重に検討した上で、その適否を判断すべきである。」（東京地裁平成 14 年 7 月 18 日判決文参照）とされているとおり、団体に関する事務に従事する理由及びその内容について市民に対して十分な説明責任を果たすためにも、現在従事している団体事務が職務として妥当かどうか各所管課において改めて検証するとともに、職務として認められる場合には、行政組織規則や係別事務分掌に明記するなど、その服務上の取扱いを明らかにされたい。

(7) 所属長の承認について

職務として実施する団体事務は組織として実施すべきものであり、その意志決定を行うに当たっては、所属長までの決裁を書面で行い、責任の所在を明確にし、団体事務に対するチェック機能が働くよう事務処理方法の改善を図られたい。

(8) 会計帳簿及び証ひょう書類の整備について

団体が所有する現金の出納状況を管理し、その在高を把握するためにも、会計帳簿の整備は必要不可欠であることから、未整備の団体においては、現金出納帳などの会計帳簿を早期に整備されたい。なお、パソコンを利用して帳簿を作成及び管理する場合には、月毎など定期的に印刷を行い、書面で整備されたい。

また、会計帳簿と現金残高の定期的な照合及び検査を実施し、所属長による会計帳簿への確認の記名や押印を行うとともに、領収書の保管や契約書等の作成など証ひょう書類の整理を徹底し、事務の透明性・信頼性の確保に努められたい。

(9) 通帳等の管理について

通帳と口座届出印の管理については、出来る限り保管場所をそれぞれ別の場所とし、使用時以外は施錠可能な場所に保管しておくなど、紛失や盗難などの事故防止のための環境整備を直ちに実施するとともに、通帳名義人は団体の代表者など通帳の管理者

以外の者とし、更に通帳と口座届出印をそれぞれ別の者に管理させるなど、安全性の確保に十分留意されたい。

また、キャッシュカードの利用は便利である反面、暗証番号とカードがあれば誰でも簡単に現金を引き出すことが出来るなど、管理運営上の問題を伴うことから、キャッシュカードを利用している団体においては、取扱いを廃止されたい。

(10) 小口現金の管理について

紛失や盗難防止のためにも、小口現金の保管は可能な限りすべきではないが、止むを得ない場合には、必要最低限の日数かつ金額での保管とし、日頃から複数人で帳簿と照合するなど厳重に管理されたい。

(11) 郵便切手の管理について

郵便切手を保管している団体においては、受払簿を作成し、その使用の際には直ちに帳簿に記帳するとともに、残枚数と照合するなど、適正に管理されたい。

(12) 決算書類の調製について

決算は各団体の当該年度の運営状況を表し、年度末における財政状態を明らかにするものであるから、貸借対照表を含めた決算書類を正確かつ明瞭に作成することにより、団体の決算状況の一層の透明性を確保されたい。

第10 監査意見（むすび）

今回の行政監査は、本市職員が各種団体の事務に従事していることについて、その事務の執行が適正であるかどうか、特に、現金取扱い上の内部牽制機能が十分に働いているかという点に主眼を置き、その実態の把握と検証を行ったところであるが、各所管課において様々な団体の事務を市職員が実施していることが明らかとなる一方で、その運用面については、第9の5でいくつかの問題点を指摘したところである。

また、先般、外部団体の運営費を着服したとして近隣自治体の担当職員が免職となる事件が発生したことから、改めて市職員には公金だけでなく職務上関与する全ての現金について適正かつ慎重な取扱いが求められるとともに、組織的な管理の徹底が一層必要とされているところである。

こうした中、本市においては、昨年発生した職員による公金窃取事件を受けて、適正な公金取扱事務の体制強化に取り組んでいるところであり、市職員として常に職務に対する倫理観の高揚に努め、服務規範を遵守するとともに、以下の点に留意され、今後、団体事務の適切な執行に一層取り組まれない。

1 事務処理方法等の統一について

団体に係る事務処理方法については、団体によって現金の管理方法や出金手続きに違いが見られたところであるが、中でも複数の団体事務を所管する課において、一方の団

体では決裁書類が作成され、もう一方では作成されていない事例があるなど、所管課において団体事務の実態が十分に把握できていないと言わざるを得ない状況が認められる。

これは、その事務処理方法はそれぞれの団体が独自に決定しており、その方法を現在まで踏襲してきていることに加え、市の規程の適用がないことや、監査委員による監査の対象外であることから、団体事務自体が市の本来業務ではないという職員の意識がその根底にあるものと思料される。

しかしながら、こうした取扱いは団体事務の公正性及び適正性を低下させるとともに、事故の発生を助長することが考えられることから、団体事務を職務として取り扱うのであれば、所属長においては、職員の事務従事の実態を十分に把握し、特定の職員に長期間担当させないことや複数の職員による体制の整備などの配慮を行うとともに、団体事務の適正化及び効率化を図るためにも、市全体として、事務処理方法に関する統一した取扱い基準の整備についても検討されたい。

2 団体に対する支援のあり方について

団体への支援は様々な形で実施されているところであるが、支援する主な理由として、団体が市と地域の団体をはじめ民間団体等との窓口としての機能を有しており、団体の運営に参画することによって、地域や構成団体等の意見や情報の集約を容易にするとともに、市が実施する事業に対する理解や協力が得られやすい環境を醸成するなど、市施策の効率的・効果的な推進に寄与するという役割が期待される一方で、団体を介して事業を実施することによって、支出事務などの煩雑な手続きが簡素化され、機動的な事業運営が可能となるなどの行政運営上の利点があるものと推察される。

また現実には、多岐に渡る分野において、それぞれの団体が目的とする種々の公益的活動や市との協働事業が実施されることによって、行政活動の強化や補完といった機能が作用し、市民福祉の向上に繋がる一定の成果が認められることから、団体に対する市の財政的支援及び人的支援を実施する合理的な理由となり得るものと言える。

しかしながら、設立後かなりの年数が経過している団体も多くあり、社会情勢の変化に伴う設立意義の希薄化や実施事業の形骸化等も考えられることから、その支援の必要性について改めて精査する必要がある。

また、団体を介することによって現金の流れが不透明となり、チェック機能が低下するなど、現金管理のリスクが高まることから、事業によっては市の直接実施方式への転換を図るなど、より適切な形態となるよう今後検討を重ねられたい。

(資料1) 対象団体一覧

監査対象部局	監査対象所属	対 象 団 体
企画政策局	企画政策課	徳島東部拠点都市地域建設推進協議会
		徳島東部地域定住自立圏推進協議会
		新拠点都市創造検討会議
		徳島ひょうたん島博覧会実行委員会
総務部	女性センター	徳島市フェスティバルあい実行委員会
市民環境部	市民生活課	徳島中央防犯協会運営協議会
	市民協働課	徳島市コミュニティ連絡協議会
	人権推進課	徳島市人権教育・啓発推進協議会
		徳島市職員人権問題研究会
		徳島市企業体人権啓発研修推進協議会
		徳島市人権啓発企業連絡会
	文化振興課	徳島市文化協会
	住民課	徳島県戸籍住民基本台帳事務協議会
	市民環境政策課	徳島市環境衛生組合連合会
	環境施設整備室	徳島東部地域環境施設整備推進協議会
東部施設課	徳島県環境衛生施設連絡協議会	
保健福祉部	保健福祉政策課	徳島市遺族連合会
		徳島戦災遺族会
	保育課	徳島市保育事業協議会
経済部	観光課	電動バイク等観光レンタル事業推進協議会
		徳島県観光市町村連絡協議会
		四国四市観光誘致促進協議会
		徳島東部地域体験観光市町村連絡協議会
	農林水産課	とくしま地産地消推進協議会
		徳島市農漁村女性組織連絡協議会
		徳島市農業後継者対策協会
		徳島市市民菜園推進協議会
		徳島市農事実行組合連合会
		徳島市農業再生協議会
		徳島市農業士会
		徳島市畜産環境整備推進協議会
		徳島市鳥獣被害対策協議会
	中央卸売市場	徳島市中央卸売市場協会
	都市整備部	まちづくり推進課
地域交通課		徳島地区渋滞対策推進協議会

(資料1) 対象団体一覧

監査対象部局	監査対象所属	対 象 団 体
都市整備部	公園緑地課	徳島市花と緑の会
	広域道整備課	徳島県東四国横断自動車道建設促進期成同盟会
土木部	道路建設課	国道438・439号並びに主要地方道山城東祖谷山線改良促進期成同盟会
	保全課	徳島県下水道協会
消防局	総務課	徳島県消防長会
		徳島市消防団運営協議会
	予防課	徳島市危険物安全協会
		徳島市婦人防火クラブ連合会
議会事務局	庶務課	徳島市議員礼遇者会
		徳島県市議会議長会
教育委員会	総務課	徳島県市町村教育委員会連合会
		徳島県市町村教育長会
	学校教育課	とくしま教師塾実行委員会
		徳島市教育実習生受入連絡協議会
	青少年育成補導センター	徳島市学生生徒補導連絡協議会
		徳島市青少年健全育成協議会
		徳島県青少年補導員連絡協議会
		徳島県青少年補導センター連絡協議会
		徳島市青少年補導員連絡協議会
	社会教育課	徳島市文化財保勝会連絡協議会
	中央公民館	徳島市公民館連絡協議会
	徳島城博物館	「阿波志」調査会
	スポーツ振興課	徳島東部地域ニュースポーツフェスティバル実行委員会
		徳島駅伝徳島市選手団
		徳島市レクリエーション協会
徳島市スポーツ少年団本部		
徳島市学校保健協会		
徳島市民スポ・レクフェスティバル実行委員会		
教育研究所	徳島・名東・名西地区教科用図書採択協議会	
選挙管理委員会事務局	徳島県市町村選挙管理委員会連合会	
監査事務局	四国地区都市監査委員会	
農業委員会事務局	徳島市のうねん協議会	